

神戸市障害者地域生活支援拠点における新たな整備手法のモデル実施

1. 地域生活支援拠点整備の目的

障害者の地域生活への移行が促進され、地域で生活する障害者が増えるなか、障害者の重度化・高齢化等を背景に親なき後への対策が急務とされていることから、障害者が地域で暮らし続けることができるよう支援の拠点を整備している。

2. 拠点事業の概要

神戸市では障害者が地域で安心して生活するための支援拠点として、「障害者地域生活支援拠点」を各区1か所ずつ設置している。

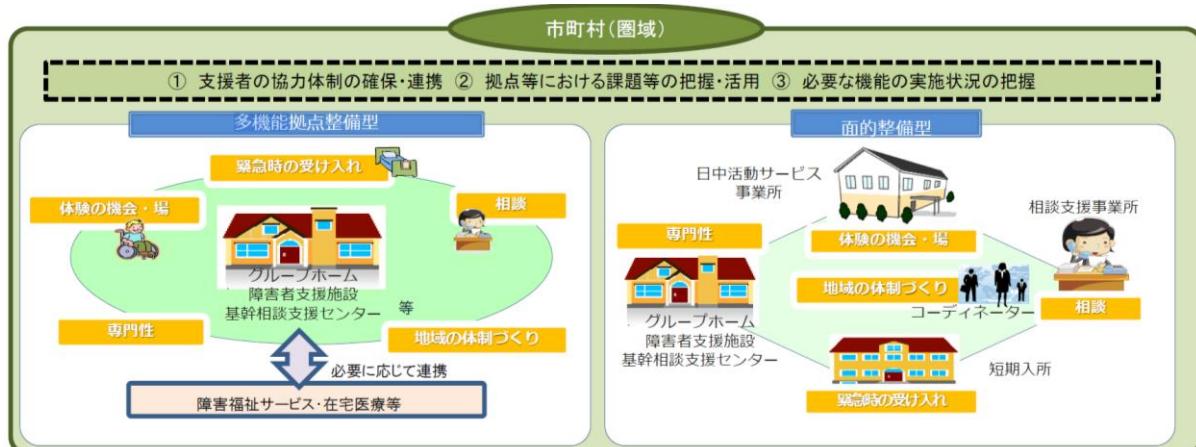
拠点には主に、①相談機能、②緊急時の受け入れ・対応、③日中活動の場や体験機会の提供、④障害者見守り支援事業、⑤災害時の要援護者支援等の機能があり、「障害者相談支援センター」と連携しながら事業を実施している。

3. 拠点の整備手法（厚生労働省資料より抜粋）

拠点等の機能強化を図るため、各機能を集約し、グループホームや障害者支援施設等に附加した「多機能拠点整備型」や、地域における複数の機関が分担して機能を担う体制の「面的整備型」がイメージとして示されており、地域の実情に応じて、「多機能拠点整備型」+「面的整備型」等の整備を行うことも可能とされている。

【整備手法による違い】

多機能拠点整備型については、相談機能とサービス機能の緊密な連携が期待できることや、拠点内であれば移送が発生しないなどの利点があり、面的整備型については、幅広く地域の事業者に拠点事業への参画を募ることで、各事業所の強みを活かした多様な対応が可能になるなどの利点がある。



4. 本市における今後の取組み

これまで本市では、主に多機能拠点の整備を進めてきたところだが、拠点機能のさらなる充実と強化を図るため、次期委託期間である令和8年度より、各区拠点を「多機能拠点整備型」+「面的整備型」とし、地域や委託法人の状況に応じて民間事業所と連携することを可能とする。

5. モデル実施

拠点事業に新たに参画する障害福祉サービス事業所と、既存の拠点における役割分担や連携の在り方等について検証するため、現行の拠点に協力を募り、令和6年度より6拠点において新たな事業スキームのモデル事業を開始し、民間事業所へのアプローチを始めている。

【参考】「多機能拠点整備型」+「面的整備型」のイメージ



【多機能拠点整備型（既存の委託拠点）の役割】

- | | |
|------------------|---------------|
| ① 相談機能 | ② 緊急時の受け入れ・対応 |
| ③ 日中活動の場や体験機会の提供 | ④ 障害者見守り支援事業 |
| ⑤ 災害時の要援護者支援 | など |

【面的整備型（各種サービス事業所）の役割】

- ・(相談系事業所) 緊急時における短期入所利用のための連絡・調整
 - ・(在宅系事業所等) 緊急時の対応
 - ・(日中活動系等) 体験利用の支援 など
- ⇒ 活動実績に応じて拠点関連の加算を請求